

令和5年度 第1回 三木市社会教育委員会

日 時：令和5年 7月26日（水）
午前10時～11時30分

場 所：市役所 5階 大会議室

.....次 第.....

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 事務局自己紹介

6 報 告
三木市教育の基本方針について

7 議 事

(1) 令和5年度社会教育施策の推進について

- ① 生涯学習課
- ② 文化・スポーツ課
- ③ 教育センター
- ④ 図書館
- ⑤ 人権推進課

(2) コミュニティ・スクールについて

8 その他

東播磨・北播磨地区、県・近畿・全国 社会教育委員協議会関係予定

9 閉 会

令和5年度

第1回

三木市社会教育委員会

会議資料

日 時：令和5年 7月26日（水）

午前10時～11時30分

場 所：市役所 5階 大会議室

— 目 次 —

社会教育とは	1
令和5年度 三木市の社会教育体制について	4
令和5年度 社会教育施策の推進について	6
(1) 生涯学習課	
生涯学習課業務内容	6
公民館の活動	8
(2) 文化・スポーツ課	
文化・スポーツ課業務内容	18
(3) 教育センター	
教育センター業務内容	23
(4) 図書館	
図書館業務内容	24
(5) 人権推進課	
人権推進課業務内容	26
コミュニティ・スクールについて	28
令和5年度 東播磨・北播磨地区、県・近畿・全国	
社会教育委員協議会関係予定	29

1. 社会教育とは

人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことで、より豊かな人生を送ることができるといわれています。

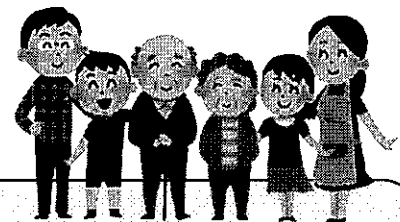
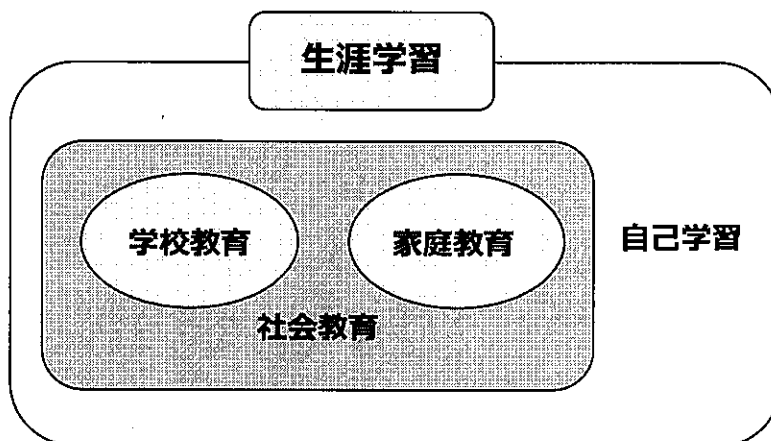
すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。

教育基本法第3条には、そうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。

「社会教育」という言葉は戦前から用いられ、その定義や役割については諸説あります。昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされています。

わたしたち社会教育関係者はそれに基づいて取組を進めています。

社会教育と生涯学習の関係



教育基本法

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1. 社会教育の定義

社会教育法における社会教育の定義には、次のような特徴があります。

(1) 社会教育と学校教育の区別

社会教育は「学校の教育過程として行われる教育活動を除き」と規定されていることから、学校教育法に基づく教育過程として行われる教育活動は、学校外で行う活動であっても学校教育です。逆に、教員が講師であったり、会場が学校であっても、地域住民を対象とした公開授業や講座等の教育活動は社会教育です。

(2) 社会教育の対象者

社会教育の対象を「主として青少年及び成人」と規定していますが、青少年及び成人だけに限っているわけではありません。乳幼児期は、家庭や幼児教育施設を中心に教育が行われることが多いことから、乳幼児は主たる対象とされていませんが、乳幼児対象の体験教室などは社会教育に含まれます。

(3) 組織的・意図的な教育活動

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、組織的でない教育活動は社会教育には含みません。組織的な教育活動の程度は、明確には規定されていませんが、社会教育においては、学習者、教育者、教育方法、手段の組織性などが考えられます。

(4) 社会教育の範囲

社会教育には「体育及びレクリエーション活動」も含まれていますが、今日では、スポーツ活動、レクリエーション活動にとどまらず、様々な体験活動や社会貢献活動も社会教育の範囲として広くとらえられています。これらの中には趣味として行われる活動もありますが、組織的に行われる教育活動は、いずれも社会教育といえます。

(5) 社会教育と家庭教育の関係

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、「社会教育」に「家庭教育」は含まれず、それぞれ独立したものとされています。子どものしつけ等の家庭教育に関する講座やセミナーが行われていますが、これは学習内容に「家庭教育を扱っている」ということです。つまり、家庭教育そのものは社会教育に含まれませんが、家庭教育に対する支援は、社会教育に含まれます。

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2. 社会教育の意義

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」という大切な意義があります。

(1) 「人づくり」

複雑化した現代社会においては、個人や地域は様々な課題を抱えています。それらの課題の解決に向けて、地域住民が当事者意識をもち積極的に行動することが、これまで以上に求められています。

そのため、社会教育においては、趣味・教養に関する講座等だけでなく、現代的・社会的課題に応じた学習を充実させる必要があります。

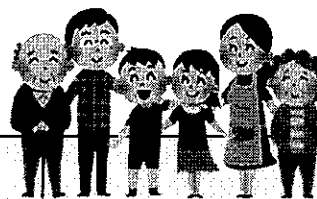
その結果、住民一人一人の資質や能力が高められるなど、社会教育による「人づくり」が期待されています。

(2) 「地域づくり」

過疎化・核家族化など社会状況の変化により、地域コミュニティの希薄化が一層深刻になっています。個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等を支援することは、地域住民の力を発揮する機会を提供することとなり、その結果として、地域が活性化されます。これが社会教育のもたらす「地域づくり」です。

(3) 「絆づくり」

地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。東日本大震災により、家族や地域のつながりの重要性が再認識されました。それとともに地域や社会に貢献しようとする人々の思いや、社会の動きも高まっており、社会教育のもたらす「絆づくり」の重要性は増しています。



教育基本法 (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

令和5年度 三木市の社会教育体制について

平成29年度までは、市長部局が公民館事業や「まなびの郷みずほ」、「別所ふるさと交流館」などの生涯学習事務全般を補助執行していましたが、平成30年度から教育委員会に生涯学習課が新設され、これらの業務を所管しています。

令和5年度も、昨年同様、社会教育の拠点となる公民館を中心に、地域に根ざした生涯学習と市民活動の活性化を図るとともに、地域間のふれあい交流の促進を進めていきます。

■ 生涯学習課

- 1 生涯学習の推進に関する事
- 2 地域コミュニティ活動の促進に関する事
- 3 地域人権学習の推進に関する事
- 4 社会教育団体の育成支援に関する事
- 5 まなびの郷みずほに関する事
- 6 別所ふるさと交流館に関する事
- 7 二十歳の祝典に関する事
- 8 公民館の活動に関する事
- 9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関する事
- 10 中央公民館等施設の複合化に関する事

■ 文化・スポーツ課

I スポーツ係

- 1 スポーツの振興に関する事
- 2 社会体育に係る企画・調整に関する事
- 3 スポーツ推進委員に関する事
- 4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関する事
- 5 社会体育団体の指導助成に関する事
- 6 (公財)三木市スポーツ振興基金に関する事
- 7 スポーツクラブ21の運営支援に関する事
- 8 スポーツ関係者の顕彰に関する事
- 9 社会体育施設に関する事

II 文化芸術係

- 1 文化芸術の振興に関する事

- 2 文化芸術に係る企画・調整に関する事
- 3 文化芸術団体の育成支援に関する事
- 4 文化芸術顕彰制度の運用に関する事
- 5 文化芸術の普及・奨励に関する事
- 6 東播磨地域における文化芸術事業に関する事
- 7 市民文化振興基金事業に関する事
- 8 文化施設に関する事

Ⅲ 文化遺産係

- 1 文化財保護に関する事
- 2 文化財の調査、研究、活用に関する事
- 3 歴史・美術の杜推進事業（国指定史跡の整備計画）に関する事
- 4 歴史資料館の管理・運営に関する事

■ 教育センター

- 1 生涯学習活動に関する事
- 2 青少年教育に関する事
- 3 青少年の非行防止と健全育成に関する事

■ 図書館

- 1 図書館運営、整備に関する事
- 2 図書の収集、整理、保存に関する事
- 3 図書の利用に関する事
- 4 図書に係る調査、相談に関する事
- 5 講座、講演会、その他図書館活動に関する事
- 6 広報に関する事

■ 人権推進課

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関する事
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関する事
- 3 人権施策に関する事

令和5年度 社会教育施策の推進について

生涯学習課 業務内容

令和5年度生涯学習課 社会教育関係重点施策

- 1 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援
- 2 人権尊重の視点を取り入れた生涯学習の推進と地域づくり
- 3 中央公民館等施設の複合化

社会教育関係業務

1 生涯学習の推進に関すること

各公民館において子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに対応した乳幼児教育学級、サマースクール、家庭教育学級、女性セミナー、高齢者教室などの生涯学習講座等を開催し、地域のひとづくり、仲間づくりに努める。

特に家庭教育に関しては、学習講座の充実とともに、親子のふれあいや地域の人と子どもとのふれあいの場を提供する。

2 地域コミュニティ活動の促進に関すること

各地域での各種イベントを通じて、地域住民相互のふれあいと連帯意識を高め、地域の活性化と明るい地域づくりをめざす。

(主な地域イベント)

グラウンドゴルフ大会、バレーボール大会、納涼大会、運動会、文化祭、ハイキング、防災訓練、スキー、音楽祭、俳句まつり等

3 地域人権学習の推進に関すること

各地域での人権学習の推進のため、リーダー研修会を行い、地域住民学習会の開催に向け、学習教材の手配や指導者の派遣調整を行うとともに、あらゆる差別の解消と地域づくりに向けた取組を進める。

4 社会教育団体の育成支援に関すること

市内で活躍されている、連合PTA、子ども会育成会連絡協議会、ユネスコ協会、託児ボランティア、身体障害者社会学級等の団体について継続して育成支援を行う。

5 まなびの郷みずほに関すること

三木市高齢者大学、大学院の設置目的は、①ライフサイクルに応じた生きがいの創造、②地域活動の核となる指導者の養成であり、特に②の目的達成のため、地域活動につながる講座を開催し、指導者の育成を図っている。

また、施設を市民交流や地域コミュニティの場とするために、活用連絡会を核として、各団体間の交流イベントや青少年の体験活動を行い、地元地域と新興住宅地・市街地との交流促進を進める。

6 別所ふるさと交流館に関すること

地域資源を活かして人々の交流を促し、地域の活性化を図る拠点施設としての活用を進める。管理運営を行うさとの会や別所地域と連携し、ふるさと産品の開発やイベントの実施等により、人が集い、憩い、ふれあい、にぎわいを生む事業を展開する。

7 二十歳の祝典（成人式）に関すること

市内の20歳を迎える方を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促すため、二十歳の祝典を開催する。

なお、法律改正に伴い成年年齢が18歳になったため、式典の名称を変更した。

令和5年度対象者：平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

8 公民館の活動に関すること

9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関すること

指定管理者制度により運営、管理を行うとともに、エオの森研修センターの老朽化した施設や設備の修繕等を行う。

10 中央公民館等施設の複合化に関すること

集約施設の複合化に向け、「三木市公共施設再配置計画」に基づき、点在する公共施設の機能を集約し、三木地域のみならず広域的なにぎわい及び活動の拠点を創出する。

昨年度は基本構想を策定し、利用者や関係団体に説明会を実施した。今年度、中央公民館等複合施設基本計画（案）の策定を進め、複合施設の整備に向け事業を進める。

公民館の活動

1 中央公民館

活動目標

～ 人と人、心と心がふれあうまちづくり ～

- ① 生涯学習の充実と多世代が集い、興味関心を持ち自ら学ぶ「場の提供」の推進
- ② 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進
- ③ 「三木地区ふれあい交流事業推進委員会（ふれっぴー みき）」「三木城下町まちづくり協議会」等、地域住民が主体となったまちづくりの支援

現状と課題

- ① 生涯学習の充実と多世代が集い、興味関心を持ち自ら学ぶ「場の提供」の推進

【現状】 高齢者教室、女性セミナー、サマースクールは毎年多くの参加がある。乳幼児教育学級は子どもの減少から年々参加が減っているが、少人数ながら定着している面もある。専門教室は、若い世代が興味・関心を持って参加できる教室を計画する必要がある。

【課題】 新たなニーズに応えるために魅力ある講座の開設が必要である。若い世代の参加者を増やすことで、公民館の活性化を図ると共に、多世代のコミュニティの場になるように工夫する必要がある。

- ② 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進

【現状】 昨年はコロナ禍であったが、住民学習会の形態や教材の工夫により、幅広い年代から参加者を増やすことができた。しかしながら、地域での意見交換の場としての実施も進めていく必要があると思われる。

【課題】 参加体験型の住民学習や配信動画の活用などを積極的に取り入れ、多様な方法により開催を進めるとともに、身近なテーマでの住民学習の開催など、地域の実態に合わせた学習会が開催できるよう支援も必要である。

- ③ 「三木地区ふれあい交流事業推進委員会（ふれっぴー みき）」「三木城下町まちづくり協議会」等、地域住民が主体となったまちづくりの支援

【現状】 昨年度は「ふれっぴー みき」や「三木城下町まちづくり協議会」が主催する各種イベントをコロナ禍で規模縮小の上実施することができた。今年は、各団体間の協力体制を確立しつつ、各種イベントをコロナ禍の規模で復活させていくように計画中である。また、本地域には多くの歴史文化遺産があり、城下町の特性が活用できる。「三木城下町まちづくり協議会」を中心に、この特性を活かしたまちづくりが展開されている。

【課題】 「ふれっぴー みき」、「三木城下町まちづくり協議会」の主催事業を再開していく必要がある。また、地域住民が主体となったまちづくりを進めることができるように、協議会への支援方法の改善について、対応策を講じる必要がある。

2 三木南交流センター

活動目標

～交流と学びの充実、そして人にやさしく元気な三木南地区に～

- ① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進
- ② 学びの充実と世代を越えた交流の推進
- ③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進
- ④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

現状と課題

- ① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進

【現状】 「暮らし・生活部会」による地域の課題解決に向けた取組を継続する。

- ①認知症予防プログラムの実践
- ②地域ふれあいバスの検討とテスト運行
- ③子ども主体の縁日イベントの実施。その他、ふれあいイベント、文化まつり、防災、子育て、広報、スポーツ、要援護者支援などの活動を充実させ、いっそう住みよい三木南地区を実現する。

【課題】 アフターコロナとはなったが、今後も先行きが不透明であり、参加者が安全で安心できる対策や工夫を講じながら活動を推進すること。

- ② 学びの充実と世代を越えた交流の推進

【現状】 乳幼児から高齢者まで、発達段階やライフステージに応じた講座を開催する。その他、小学生のサマースクール、地域ふれあい活動、テーマ別公開講座などを計画している。また、自主サークルや団体の定期活動に対して施設や発表の場を提供するなど、団体運営を支援している。

【課題】 講座の企画と運営にあたり、参加者自身が主体的に考えて実践する気風を創るとともに、それをバックアップする公民館職員の力量も必要となる。

- ③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進

【現状】 各自治会における住民学習会の実施に向け、コロナ禍以前と同様の取組を行う計画である。地推協の関係会議を踏まえて、住民リーダー及び指導助言者を対象とする研修会のほか、社会教育推進委員による別所地区との交流学習会、交流センターのセミナー生や利用者、地域団体を対象とする人権公開講座、人権教育研究大会など、年間を通じて活動を推進する。

【課題】 人権にかかわる諸課題を住民自身が自らのこととして捉え、学ぶとともに、人権課題に直面した際に効果的な行動が起こせるように導くこと。

- ④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

【現状】 幼児、子どもから成人、高齢者に至るまで、交流センターで活動する多くのスポーツグループに定期練習の場を提供することで、スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりに寄与している。

【課題】 年齢や性別にとらわれず、誰もが生涯にわたって長く楽しめるスポーツ活動を取り入れるなど、スポーツに対する多様なニーズに応えることが必要となってくる。

3 別所町公民館

活動目標 ～ 人と人とのつながりのある地域づくり ～

- ① ライフステージに対応した講座の充実と地域課題・社会情勢に直結した生涯学習の推進
- ② 人権尊重のまちづくりをめざし、館内外における人権啓発の推進
- ③ 自主防災組織のさらなる活性化に向けた支援
- ④ まちづくり協議会や各種団体と協働し、地域づくりとまちのにぎわいづくりを支援

現状と課題

- ① ライフステージに対応した講座の充実と地域課題・社会情勢に直結した生涯学習の推進
 - 【現状】 生涯学習講座として、家庭教育学級・さわやかセミナー・高齢者教室や各種専門教室を実施している。
 - 【課題】 高齢者に対応したフレイル予防をテーマとした講座を継続して実施しており、今後スマホを活用した健康増進、介護予防事業をすすめるためにもスマホ教室などデジタル・デバインド対策をすすめていく必要がある。
- ② 人権尊重のまちづくりをめざし、館内外における人権啓発の推進
 - 【現状】 ウイズ・コロナの3年間では、啓発DVDを地区集会所で視聴する方法に加えて、ユーチューブによる啓発動画を各家庭で視聴する方法を取り入れて住民学習を実施してきたが、今年度は原則として対面により学習を行う方向で準備をすすめている。
 - 【課題】 今年度の人権啓発DVDのテーマであるLGBTは、社会教育推進委員など地域の役員だけでは説明が難しいという意見が多く、行政から入る指導助言者にもサポートに入っただきながら学習を深めていく必要があると考える。
- ③ 自主防災組織のさらなる活性化に向けた支援
 - 【現状】 別所まちづくり協議会と公民館が連携を図り、地域防災訓練（研修）を年1回開催し、災害発生時の初動行動について研修と訓練を行っている。
 - 【課題】 要援護者の安否確認など自主防災組織の中での役割を明確にする必要があり、毎年役員も交代がある中で、災害時の初動行動についての訓練は、継続して行っていくことが大切である。
- ④ まちづくり協議会や各種団体と協働し、地域づくりとまちのにぎわいづくりを支援
 - 【現状】 コロナ禍の3年間では、大きなイベントや事業が中止や規模縮小となるが多かったため、4年振りに地域行事を復活したときに、従来のにぎわい、参加者が戻ってくるかが懸念される。
 - 【課題】 各種団体の意見を尊重して、行事の内容に参加しやすいものに一部変更するなど、住民ニーズにあったイベントに再構築していく必要がある。

4 志染町公民館

活動目標

～ ころ通い合う、人がやさしいまちづくり ～

- ① 「志染ふれあい委員会」の自立的運営の支援
- ② 「人がやさしいまちづくり」のための人権教育・啓発の推進
- ③ それぞれのライフステージや参加者のニーズに応じた生涯学習の推進

現状と課題

- ① 「志染ふれあい委員会」の自立的運営の支援

【現状】 「志染ふれあい委員会」は活気あるまちづくりの推進と町民の交流をめざし、年間数多くの事業に取り組んでいる。「ふれあい委員会」のメンバーや地域の役員が毎年交代しているため、特定の課題解決に特化して継続的な検討・協議をおこなうことを目的に今年度より特別委員会を設置した。

【課題】 ふれあい委員会の構成メンバーが原則一年任期であるため、部会運営が公民館事務局主導となっている現状。各部会所属の前任区長の積極的参加を推進し、より主体的な部会運営を支援していく必要がある。

- ② 「人がやさしいまちづくり」のための人権教育・啓発の推進

【現状】 地推協を中心とした住民学習会の取組や、地域リーダー・指導者研修会、地域づくり研究大会、館外人権研修など開催している。館外研修では青山公民館と調整し、同じ見学地を訪れることとした。

また、公民館で開催している高齢者教室や女性セミナー、また、利用者を対象に人権研修を行っている。

【課題】 住民学習会をコロナ禍前の通常開催に戻すことに加え、新たな参加者を増やす取り組みを地域と連携して行う必要がある。また参加者にとって新たな気付きのある住民学習会となるよう事前研修を充実させていきたい。

- ③ それぞれのライフステージや参加者のニーズに応じた生涯学習の推進

【現状】 すくすく（乳幼児教育）学級やいきいき（高齢者）教室、ゆうゆう（成人）セミナーなど、地域の実情や社会情勢に合わせながらテーマを設定した生涯学習講座を開催している。また、内容に応じて合同開催とするなど柔軟な講座運営を行っている。

【課題】 参加者の固定化がみられることが大きな課題である。周知方法の工夫やアンケート等によりニーズを的確にとらえた学習内容の充実を図る。

5 細川町公民館

活動目標

～ 公民館で 学ぼう！ 集まろう！ つながろう！ ～

- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進
- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の推進
- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実

現状と課題

- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進

【現状】 子育て世代を対象に「乳幼児教育学級（ひよこクラブ）」、成人男女を対象に「ゆとり講座」、高齢者を対象に「高齢者教室」、専門教室として小学生対象に「サマースクール」等を開催している。

【課題】 参加者の高齢化・固定化に加えて、これまでの新型コロナの影響もあり、全体としては参加者数が減少傾向にある。参加者のニーズにそった講座内容の見直し・工夫が必要である。

- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の充実

【現状】 令和4年度地推協総会、住民学習指導者・リーダー研修会を従来通りの形で開催することができた。住民学習も、昨年引き続き、新型コロナの感染状況を見据えながら、各自治会が学習方法・教材を選択して実施する。今年度は、地区の住民が集まりビデオを活用する地区が増加しそうである。

秋には、住民学習取組報告、小中学生人権作文朗読、人権講演会を内容とした細川町豊かな町づくり推進大会を開催する予定である。

【課題】 住民学習の開催方法・内容等の工夫を図りながら、若い世代や新たな参加者を増やし、より多くの住民が積極的に人権学習に取り組めるよう啓発活動や支援体制を充実させる。

- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実

【現状】 3年間、新型コロナの影響もあり、町行事の中止・規模縮小を余儀なくされてきた。ただ、令和4年度は公民館の来館者数が回復傾向にある。

昨年度開始された「細川地域学校」は、季節ごとでなくテーマごとに開催し、持続可能な取組に発展するよう模索を始めている。

【課題】 細川地域学校の講座から公民館サークル活動へのスムーズな移行のためのサポートをいかに進めていくかが課題である。また、地域行事や「細川地域学校」の認知度を高め、参加者の増加を図るため、公民館だより・豊かな町づくりニュース等、紙媒体による情報発信に加え、町づくり協議会や「ほそかわ情報局」のホームページ・ライン公式アカウント等を活用した情報発信の積極的な支援をしていきたい。

6 口吉川町公民館

活動目標

～“大家族”みんながつながる公民館～

- ① 「口吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援
- ② 人権尊重のまちづくりを推進
- ③ 地域にあった生涯学習事業の推進

現状と課題

- ① 「口吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援

【現状】 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴い、ふれあいまちづくり協議会の各部会と各事業の企画委員会が中心になり、コロナ禍以前に開催していた「盆踊り大会」（今年度から「口吉川ふれあい夏まつり」に名称を変更）、「町民文化祭」や「防災訓練」を開催し、町民相互の交流と親睦を図る。一方、「ふれあいバス」の運行や、一人暮らし高齢者等を支援する友愛訪問活動や「ふれあいサロン」の開催などに取り組んでいる。

【課題】 協議会運営や地域課題の解消に向け、子ども会、老人クラブ、ボランティアグループなど地域で活躍している各種団体との連携を図る。また、「ふれあいサロン」の継続運営にむけた会員確保を図る。

- ② 人権尊重のまちづくりを推進

【現状】 コロナ禍以前の集会形式による住民学習を推奨し、人権意識の向上を図ると共に、地域づくり研究大会では実践発表や記念講演会を行い、人権学習を進める計画である。また、口吉川地推協館外研修（奈良県「水平社博物館」）を計画している。

【課題】 住民学習参加者が減少傾向にあるが、指導者、リーダーの資質の向上を目指すとともに、誰もが参加しやすい学習会になるよう内容を工夫していく。

- ③ 地域にあった生涯学習事業の推進

【現状】 乳幼児教育学級、女性セミナー及び高齢者生きがいセミナーなどを通じて地域でふれあいや交流が図られている。

【課題】 乳幼児学級や専門教室への参加が減少し、女性セミナー、高齢者セミナーは受講者が固定化しつつある。これまで公民館を利用したことのない人等より多くの方の参加を図るため、それぞれの教室間で交流を持つなど学習内容を見直し、魅力ある講座を開催する。

7 緑が丘町公民館

活動目標

～ 人と人とのつながりをまちの力に ～

- ① 地域コミュニティにつながる学びと社会教育活動の推進
- ② まちづくり協議会の自主自立に向けた活動支援
- ③ インターネットを活用した新しい情報発信と公民館活動の推進
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

① 地域コミュニティにつながる学びと社会教育活動の推進

【現状】生涯学習講座においては、受講者のアンケートで要望の多い要求課題とともに、地域コミュニティにつながるテーマを取り上げ、参加者が増えるように計画している。また、学んだことを生かすための自主活動団体による社会教育活動を支援し、地域コミュニティを担う人材育成や人材の発掘をめざす。

【課題】地域コミュニティを担う人材の高齢化。
就労層を中心とした若い世代の参画が少ない。

② まちづくり協議会の自主自立に向けた活動支援

【現状】緑が丘町まちづくり協議会の具体的な活動を進めている専門部会の活動が自立的に継続発展するように運営を支援する。本年度においては、主に「暮らし部会」、「住民学習部会」に参画し運営支援を行っている。

【課題】まちづくり協議会構成団体の役割分担と連携。
住民にとって魅力ある地域活動の創出。

③ インターネットを活用した新しい情報発信と公民館活動の推進

【現状】コロナ禍をきっかけに、一昨年からは、情報発信の方法として、インターネットを活用した動画配信に取り組んできた。今後も公民館活動においてインターネットを活用した新たな情報発信や事業に取り組む予定である。また、社会全体のデジタル化に対応するため、携帯キャリアと連携したスマホ基本操作の講習会などの開催により、デジタルデバイドを解消する取組を進める。

【課題】情報の発信側と受信側、双方のネットに関するリテラシーを高めること。

④ 人権尊重のまちづくりの推進

【現状】まちづくり協議会住民学習部会の活動計画による人権視察研修会、人権啓発講演会を開催するとともに、生涯学習講座においては、人権啓発をテーマとした講座を計画している。また、各自治会においては、自治会役員集会などの場を活用して、住民学習会実施の取り組みを進めているところである。

【課題】自治会単位の住民学習会への参加促進。
高齢者の立場で考え、思いやる人権意識の普及啓発。

8 自由が丘公民館

活動目標

～住み続けたいまち自由が丘をめざし、ふれあいを大切にする活力ある公民館～

- ① 生涯学習機会の充実
- ② 地域コミュニティの活性化
- ③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

① 生涯学習機会の充実

【現状】 講座後のアンケート結果を参考に受講者のニーズを把握し、講座を企画・実施している。小学生を対象に夏休みにはサマースクール（ポスターや卓球教室等）のほか、地域の住民が学習支援を行う「夏休み自由っ子未来塾」を夏休みの前半・後半に開催している。

【課題】 参加者の幅を広げる講座の工夫や広報活動の充実を図ること。
地域で未来を担う子ども達の成長を支援する活動を継続実施すること。

② 地域コミュニティの活性化

【現状】 4年ぶりに行事が制限なく開催できる環境になってきたため、地域コミュニティの一層の活性化をめざし、納涼盆踊り大会をはじめとした地域行事や生涯学習講座をコロナ前と同様の規模で実施する。

【課題】 3年間のブランクで地域行事を実施する役員側のノウハウの伝承不足による混乱や意識の低下等が不安材料としてある。
多世代交流を推進するための工夫。相乗効果で助け合いのコミュニティづくりを推進していくこと。

③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援

【現状】 地域課題のテーマをもとに「暮らし生活部会」「住環境改善部会」「安全対策部会」の3部会を設け、課題解決に向け協議・対応している。

【課題】 自由が丘市民協議会が主体的に活動を推進していけるよう、地域課題について、協議・対応していく仕組み作りを確立すること。

④ 人権尊重のまちづくりの推進

【現状】 地推協を中心に各地区での住民学習会の取組や登録団体等へ人権 DVDの視聴による新たな人権課題の研修、体験型館外研修の年2回実施など、子育て世代から高齢者まで幅広い年齢層に人権学習を展開している。

【課題】 一人でも多くの住民に人権意識の高揚が図れるよう、幅広い世代に人権学習の機会を設け、参加者が増えるよう工夫し取り組むこと。

9 青山公民館

活動目標

～多世代が気軽に集い、地域の交流拠点となる公民館～

- ① まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援
- ② 人権尊重のまちづくりの推進
- ③ 受講者が興味を持って参加できる生涯学習事業の実施
- ④ 多世代が集いやすい環境整備と、世代間交流の推進

現状と課題

- ① まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援

【現状】 住みよいまちづくりの実現をはかるために設立された部会（防犯、子育て支援、高齢者支援、広報 他）により、地域課題解決に向けての取組が進められている。

【課題】 自主自立運営に向けた側面サポートの在り方
就労層を中心とした若い世代の参画

- ② 人権尊重のまちづくりの推進

【現状】 まちづくり協議会の人権部会「青山ふれあいネット」が人権学習の推進役を担い各種セミナーや講座などを開催している。同和問題への研修をはじめ、館外研修、国際理解講座等を実施するなど、様々な人権課題について研修し、明るく住みよい地域づくりの推進に寄与している。

【課題】 地域住民が求めるテーマを設定したセミナーや啓発講座の開催
自治会単位の住民学習への参加促進
学校再編による地域間交流の観点からも同和問題にかかる研修の充実

- ③ 受講者が興味を持って参加できる生涯学習事業の実施

【現状】 乳幼児学級は季節行事や親子交流を深める内容を企画し、女性セミナーは生活や健康に関する女性の関心が高い内容を予定し、高齢者教室は自ら学び、生き生きと過ごすためのきっかけをつくる内容を計画している。

【課題】 新たな参加者を開拓していくための周知方法の工夫

- ④ 多世代が集いやすい環境整備と、世代間交流の推進

【現状】 新型コロナによる自粛期間の後、感染対策を意識しつつ、各種事業の再開に向けた取組を進めている。

【課題】 ただ単にコロナ前の内容に戻すのではなく、改善すべき点を意識した計画立案が必要

10 吉川町公民館

活動目標

～ いきいきと 心ふれあうまち ～

- ① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援
- ② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」と「自立」への支援
- ③ 生涯学習機会の充実
- ④ 人権教育の推進

現状と課題

① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援

【現状】 令和5年4月より会長交代と共に組織体系を刷新し新体制により新たにスタートを切った。

・平成22年度発足から10年以上経過した中で、これまでの活動に対する足跡と効果を検証した中で、新たに部会を再編、5部会から4つの部会とし、新たな地域課題も出てきている中で、「よかわのことはよかわのみんなで考えよう」をスローガンに新たにスタートを切った。

【課題】 メンバーの入替が進む組織の中には、まちづくりの専門的経験の少ないメンバーも多く、みんなで考えみんなで作る自主自立した協議会の限界が感じとれる、どの様な町にしていくのか何をを目指すのか明確な目標を立て組織内の役割を見直し実戦力のある協議会にする必要がある。

② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」と「自立」への支援

【現状】 ふれあい喫茶「どんがりりん」を主要事業とし活動している。また、「よかわコーヒーくらぶ」の拠点を公民館から近隣の（吉川支所跡地の吉川図書館隣接多世代交流スペース）に移すなど、新たな交流の輪を広げる場を探っている。

【課題】 ふれあい喫茶スタッフの高齢化と後継者確保が課題である。今後、事業の存続を含め、まちづくり協議会との連携のもと、継続的に活動していけるか、また今後は自立して運営が出来るかが重要な課題となっている。

③ 生涯学習機会の充実

【現状】 子どもから高齢者、女性を対象とした生涯学習の場を提供している。ことぶき学級による高齢者教室やサークルに分かれての学習、女性専用セミナー、キッズゆめ広場など多様な学習に取り組んでいる。

【課題】 少子高齢化の進展とともに、地域住民の方の生涯学習ニーズの把握と学習機会の提供、あわせて世代間の交流、若い世代の参画が課題となっている。

④ 人権教育の推進

【現状】 新型コロナウイルス感染症対策に十分考慮しながら進めてきた、住民学習については、継続性が重要であるため、地域に即した自主性を重んじて地域で形態を考慮したうえで開催している、コロナも第2類から第5類へ変わったこともあり対面による研修、集会による意見交換などコロナ禍以前の形態による住民学習を推奨する。

【課題】 一旦崩れたスタイルを、従来の集会スタイルに戻していくには一定の期間が必要と考える。吉川町人権同和教育推進協議会で協議し今後を考える。

文化・スポーツ課業務内容

令和5年度文化・スポーツ課重点施策

- 1 上田桑鳩作品の展示の拡充
- 2 スポーツ指導者育成事業の拡充
- 3 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画に基づく事業の推進

I 文化芸術係

1 文化芸術の振興、普及、奨励に関すること

文化芸術活動を行う個人・団体の活動意欲を喚起するとともに、多様な文化芸術に触れ親しむ機会を提供し、市民文化の向上に寄与する各種事業を実施する。

また、自分の表現と向き合い、熱意をもって制作に取り組んでいるハイティーンに、自己表現の場を提供するために「アート・ティーン公募展」を開催する。

市で所蔵する上田桑鳩作品をより多くの方に見ていただくために、堀光美術館において特別企画展を開催するとともに、継続的な展示について検討する。

2 文化芸術団体の育成支援に関すること

文化連盟等組織団体の活動支援並びに助成を行い、団体の育成を図る。

3 文化芸術顕彰制度の運用に関すること

三木市文化芸術賞表彰規則の施行に伴い、選考委員会を組織し、実効性のある規則の運用を行う。

4 東・北播磨地域における文化芸術事業に関すること

東・北播磨地域で活動する文化芸術団体の相互の交流と発表の機会を提供し、地域文化の発展向上を図る地域事業の開催協力や参加支援を行う。

5 市民文化振興基金事業に関すること

市民文化振興基金を活用し、子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術文化の意識や関心を高めることを目的として市内の小学5・6年生を対象に「子どもたちの芸術鑑賞事業」実施し、豊かな感性を育成する。

また、全国大会等に参加する者に対して経費の一部を補助することにより、青少年の文化・芸術活動の振興を図る。

6 文化施設の管理・運営に関すること

(1) 三木市立堀光美術館

美術館の事業計画や運営について、美術館協議会に諮りながら、地域の美術文化の拠点施設として、本市ゆかりの芸術家や市内で創作活動を行う芸術団体等の作品展を特別展・特別企画・企画展として開催し、創作活動の支援や育成を図るとともに、市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術活動の推進と地域文化の振興を図る。

また、ワークショップなどを開催し、市民が身近に芸術を楽しめる機会づくりに努める。

(2) 三木市文化会館

会館の管理運営については、指定管理者（公益財団法人三木市文化振興財団）が行っており、業務の履行確認と指導監督を適切に行う。

指定管理者と連携して、市民参加型事業の「三木第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施する。

会館内食堂については、令和4年度より営業を休止しているが、使用範囲、使用方法、使用料や使用不可となっている厨房器具の撤去、和式トイレの洋式化などを協議しながら募集を再開し、早期営業再開に努める。

II スポーツ係

1 市民のスポーツ振興に関すること

市民の自主的、主体的なスポーツ活動を促進させるため、市民スポーツ教室やみっきいふれあいマラソンなどのライフスタイルとライフステージに応じたプログラムを提供する。

ゴルフ、テニス、スケートボード等の三木の特色を活かしたスポーツ文化を広く市民にアピールするとともに、市民交流の輪を広げ、市民の健康増進と青少年の健全育成に努める。

2 社会体育に係る企画・調整に関すること

スポーツの普及、振興を図るために、年齢や体力、技術に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる活動プログラムなどの企画や研究に取り組む。東京パラリンピックでの活躍を契機として関心の高まった障がい者スポーツの推進に取り組む。

3 スポーツ推進委員に関すること

スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ振興のため住民の求めに応じてスポーツの実技指導等を行うため、スポーツ推進委員を25名委嘱している。地域のスポーツ活動の普及、推進を図り、ニュースポーツの普及に努める。

4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関すること

誰でも楽しめるニュースポーツの体験や、レクリエーションスポーツ大会を開催する。

5 社会体育団体の指導助成に関すること

スポーツ協会及び加盟17単位協会の活動の活性化と指導・助成に努める。競技スポーツの向上を目指すとともに、体育・スポーツなどの普及・振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく心豊かな市民生活の向上に寄与する。

6 公益財団法人三木市スポーツ振興基金に関すること

体育・スポーツの振興のため、事業の実施や法人の資産管理を行う。

(1) 指導者育成事業

スポーツ協会と協議し、スポーツ関係者による講演会またはスポーツ体験会を開催する。

(2) 選手強化育成事業

一流選手などを招へいし、直接指導を受ける強化練習会などを開催する。

(3) 選手派遣助成事業

全国大会等に出場する個人・団体への必要経費などを助成する。

7 スポーツ関係者の顕彰に関すること

体育・スポーツで優秀な成績を収めた個人・団体に対し、三木市スポーツ賞表彰規則に基づき、その栄誉を称えるとともに広く市民に普及させることを目的に三木市スポーツ賞を授与する。また、本市における体育・スポーツの振興に貢献され、その功績が顕著な方へ教育功労賞（スポーツ部門）を贈呈し顕彰する。

8 スポーツクラブ21の運営支援に関すること

市内11クラブにおける財政基盤の確立や人材の確保について助言するとともに、公共施設の利用に係る支援を進める。また、三木市スポーツクラブ21連絡協議会において、各競技やニュースポーツの交流を通じて各スポーツクラブ同士の連携を図る。さらに、スポーツクラブの活動状況や地域独自の取組などを広く公開するとともに、自立したクラブ運営を支援する。

9 社会体育施設の管理運営に関すること

- (1) 総合体育館、勤労者体育センター等の利用者調整
スポーツ施設の利用者調整を行い、施設利用の円滑化、効率化を図る。
老朽化が進むスポーツ施設の利用者については、利用可能な他施設への移行調整を進める。
- (2) 勤労者体育センター等の運営
指定管理者により、施設の適切な維持管理を行う。また、公共施設再配置計画に基づき、閉館に向けた調整を行う。
- (3) スポーツ用具の貸出し
レクリエーションスポーツの普及のために用具の貸出しを行う。
(グラウンドゴルフ、スカイクロス、ペタンク等)

III 文化遺産係

1 文化財保護に関すること

郷土の貴重な文化財を保護するため、文化財保護法、県・市文化財保護条例に基づき、指定候補物件の調査鑑定を行い、文化財指定に努めるとともに、指定文化財等の保存管理を行う。

2 文化財の調査、研究、活用に関すること

- (1) 市内に埋もれている貴重な文化財を把握するため、詳細な調査を実施
 - ・調査ボランティアによる石造品の悉皆調査を実施
- (2) 埋蔵文化財発掘調査の実施
 - ・文化財保護法に基づく、開発行為に伴う確認発掘調査を実施
 - ・発掘調査等で市内遺跡から出土した遺物や実測図等の整理
- (3) 文化財の啓発、活用のための展示、講演会等の実施と調査報告書の刊行
 - ・発掘調査出土品の常設展示や企画展示を開催し、三木の歴史を紹介
 - ・学校教育又は社会教育（各種講座、セミナー等）での歴史学習の講師（職員）派遣やメニューづくりの指導助言
 - ・文化財調査等によって取得したデータの整理、研究による報告書の作成、刊行

3 歴史・美術の杜推進事業（国指定史跡の整備計画）に関すること

- (1) 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の推進
平成29年度に策定した「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、旧上の丸庁舎跡基礎撤去工事、三木城本丸跡発掘調査、堀光美術館別館等撤去工事を計画的に進める。

(2) 国史跡の整備や有効活用の啓発

史跡地の除伐や下枝、下草の刈払など、散策ルートの整備や維持管理に努め、三木合戦が体感できるよう整備する。また、トイレや駐車場などの史跡周辺の環境整備を進め、「ウォーキングマップ」を利用した史跡の紹介や歴史ウォーク、市内外の各種団体における史跡見学や講座・講演に係る支援、市内小学校での「ふるさと三木の歴史学習」などを行うことによって、歴史文化遺産を活用したまちの活性化、ふるさとへの誇りづくり、愛着づくりに努める。

(3) 三木城跡の発掘調査

「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、令和4～7年度にかけて三木城本丸跡・二の丸跡の発掘調査と報告書作成を実施する。

(4) みき歴史資料館を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のインフォメーション施設としたまちなぎわいづくり

みき歴史資料館を市内外の人々が、気軽に訪れることができる「時空(とき)の拠点」「情報発信の拠点」「まちづくりの拠点」として、堀光美術館や金物資料館、史跡や登録文化財と連携し、まちなぎわいづくりに活用する。

教育センター 業務内容

社会教育関係業務

1 市民講座に関すること

中高年コンピュータ教室を実施する。市民ニーズに対応するとともに、トライやる・ウィークと連動させて、世代間交流体験の充実を図る。

2 青少年教育に関すること

野外活動等による青少年の心身の成長を図るために、三木市野外活動連絡協議会を設置し、同会の活動の推進を図る。

3 青少年の非行防止と健全育成に関すること

青少年補導委員の活動やPTAパトロールの活動を推進し、巡回パトロール、街頭補導、深夜補導、特別補導、大型量販店のパトロール等を行い、青少年の非行防止と健全育成に努めるとともに、学校・警察・業者との情報交換会を開催し、連携を図る。また、インターネットで、子ども達に悪影響を及ぼしている問題事案について、特別監視員にネット検索を依頼し、子どもの見守りを行う「ネット見守り隊」の事業を行う。

4 人の目の垣根隊活動に関すること

子どもたちの登下校の安全を守る上で非常に重要な役割を担っていただいている「人の目の垣根隊」会員の活動の充実を図るために、人の目の垣根隊会員の募集や学校、地域及び青少年センターとの情報交換会を開催する。

図書館 業務内容

令和5年度 図書館重点施策

- 1 乳幼児から高齢者まですべての市民が便利に利用できる図書館の運営
- 2 国立国会図書館のデジタル化資料等を活用した、図書館サービスの充実

<主な業務内容>

1 図書館運営、整備に関すること

市民の「知りたい」「読みたい」に確実に応えるため、中央図書館を中心とした市内図書館のネットワークを強化し、県内はもとより全国各関係機関との連携を図り、必要とされる資料を必要な方に合わせた形での提供ができるよう努める。

また、「市民とともに歩み、成長する図書館」をめざし、イベントの開催や図書館事業について、図書館ボランティアなど市民とともに取り組み、図書館を中心とした「本と人」「人と人」のつながりの場を提供する。

2 図書の収集、整理、保存に関すること

乳幼児から高齢者まで、市民のニーズに応じた資料を中心に、市民の新たな発見を促し、各々の課題解決に役立つ資料を収集する。

また、三木市や兵庫県などの地域を知り、研究する手がかりとするための地域資料を市民に貸出、閲覧できるように、地域の自然や文化、歴史、産業などに関する資料を積極的に収集し整備する。

3 図書の利用に関すること

市内4拠点間での貸出・返却（返却はすべての公民館で可能）・予約・受取ができる本の共通利用をはじめ、県立図書館や近隣の図書館等との相互貸借による資料提供のほか、本の予約やリクエストの普及を図るなど、日々の活動を通して図書館に寄せる期待や信頼を高める。

また、日々の学習や学級文庫等における図書館資料の活用の他に、図書館見学や図書館施設を利用した作品展示などを通して、市内各学校との連携を図り、子どもたちが本に親しむ環境づくりに努める。

4 図書に係る調査、相談に関すること

図書館司書の専門的資質を向上させ、資料に関する調査、相談サービス（レファレンスサービス）を充実させる。市民自らが課題を発見・選択して、その解決に向けて主体的に取り組んでいくことを支援する。

また、児童生徒が様々な資料から自分に必要な情報を探し出すための支援を行う。

5 講座、講演会、その他図書館活動に関すること

講座や講演会、展示など各種行事の開催を市民と協働して実施する。ブックスタートやおはなし会、ストーリーテリング等を通じ、子どもが幼いころから本や物語に触れる機会を提供し、子どもの読書活動を支援する。

また、対面朗読や手話でみんなのおはなし会、えいごのおはなし会、宅配サービスなどを関係各課と連携して実施し、すべての市民が図書館サービスを受けられる環境を整える。

6 広報に関すること

中央図書館の図書館だより「ふいご」をはじめ、吉川図書館「よかぼん」青山図書館「あおと便」を発行して新着図書情報や図書館事業等をPRする。また、「広報みき」、ホームページ、ツイッターを活用し、効果的でタイムリーな情報発信を行う。

人権推進課 業務内容

令和5年度 社会教育関係重点施策

総合隣保館を中心に人権施策を推進するとともに、公民館を地域における人権推進の拠点とし、三同教及び各地域の地推協との連携を図りながら地域のまちづくりの中で人権問題を解決していく仕組みづくりを進める。

基本目標

- 1 同和問題をはじめ、あらゆる人権課題に対する教育及び啓発に取り組む。
- 2 市民参画型の人権教育及び啓発を進める。
- 3 若年層の人権意識の高揚を図る取組を進める。

社会教育関係業務

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関すること
 - (1) 「三木市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的に「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）」「三木市男女共同参画プラン（第3次）」を策定し、毎年度「実施計画」を策定し、全庁的に人権行政施策の推進に取り組む。今年度は、「人権に関する市民意識調査及び男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、結果を分析し来年度の「基本計画（第4次）」及びプラン（第4次）策定につなげる。
 - (2) 三木市人権尊重のまちづくり推進審議会を開催し、各所管の取組状況について報告し、協議する。
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関すること

「人権に係る多様な学習活動」「FMみっきいによる人権啓発放送」「じんけんカレンダーの作成」「研究大会、各種研修等の参加支援」「人権ふれあい交流」などの事業を継続実施し、さらに、「三同教スリーサポーターズ登録制度」など、市民参画型の啓発事業を進める。研究大会においては、令和3年度から分科会構成を新たに組み、発表者がテーマや発表の形態を決めることができる、また、参加者が自由に参加できるスタイルに変えて、実施した。今年度も、前回の研究大会を継承し、さらなる発展をめざす。

また、各地域、団体とのつながりを強め、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

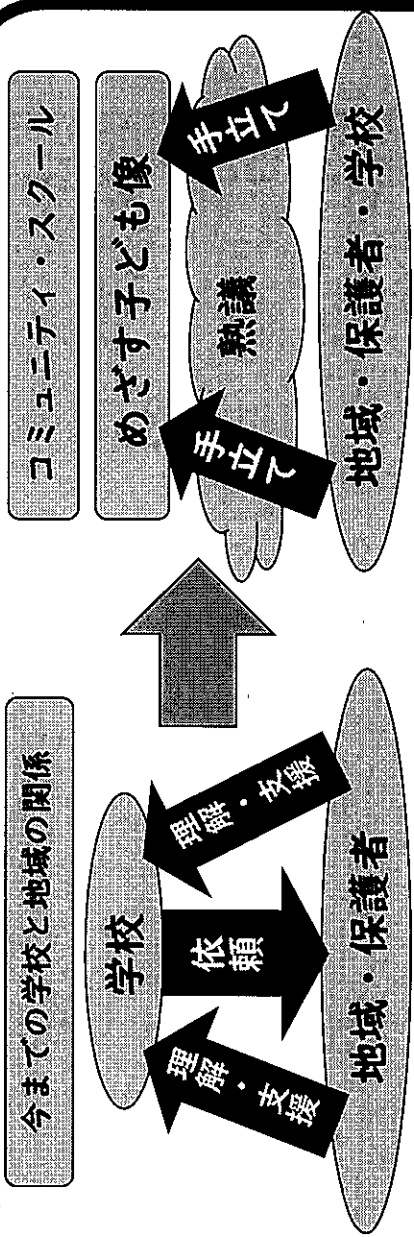
3 人権施策に関すること

- (1) 総合隣保館を基点として、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決に向けた施策を総合的に進める。
 - ア 地域福祉事業、相談事業
 - イ セミナー、フォーラム、文化祭記念講演会、視察研修
 - ウ 社会調査研究
 - エ 教養文化講座、子ども教室
- (2) 公民館を地域の核にした地域の特徴や実情にあった人権教育・啓発を進める。
- (3) 住民学習の活性化を図るため、取り組み方を工夫し、多くの市民が人権を学んでいける住民学習に取り組む。
- (4) 人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくりを進めるため人権教育総合推進事業を実施する。
 - ア 教育事業
 - イ 人権リーダー育成事業
 - ウ 人権教育団体活動助成事業
- (5) 様々な場面で市民の主体的な学習を促すため、啓発資料等を作成し、配布する。
 - ア 人権問題啓発資料「ふるさとに生きる vol. 33」
 - イ 小・中学生及びPTA等の人権作文集
 - ウ 人権・同和教育実践記録集
 - エ 広報活動事業（隣保館だより）
- (6) 市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重のまちづくり推進強調月間の取組を行う。
 - ア 小・中学生及びPTA等からポスター・標語・作文の募集
 - イ 市内巡回啓発
 - ウ 「市民じんけんの集い」の開催
- (7) 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進するため、女性のための各種相談事業を実施するほか、セミナーや情報誌による啓発事業を進める。
- (8) 子どものいじめ防止に関する条例に基づき、子どもいじめ防止センターにおいて、相談窓口の開設のほか、いじめ防止のためセンター便りの発行や弁護士による出前授業、いじめ防止講座等の啓発に取り組む。

コミュニティ・スクール

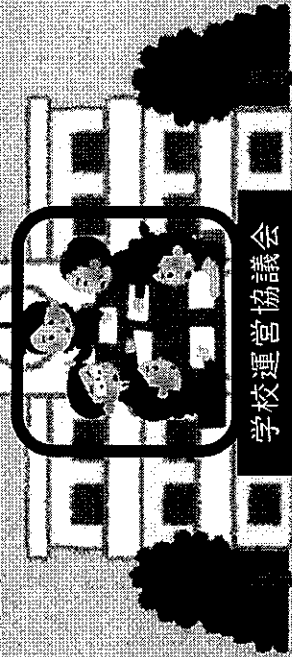
コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置している学校のことであり、地域と保護者や学校が一体となって子どもを育てていく仕組みです。

学校という環境だからこそできるリアルな体験、教職員以外の大人との出会いの場等を地域・保護者・学校が協働し、創り出します。



学校

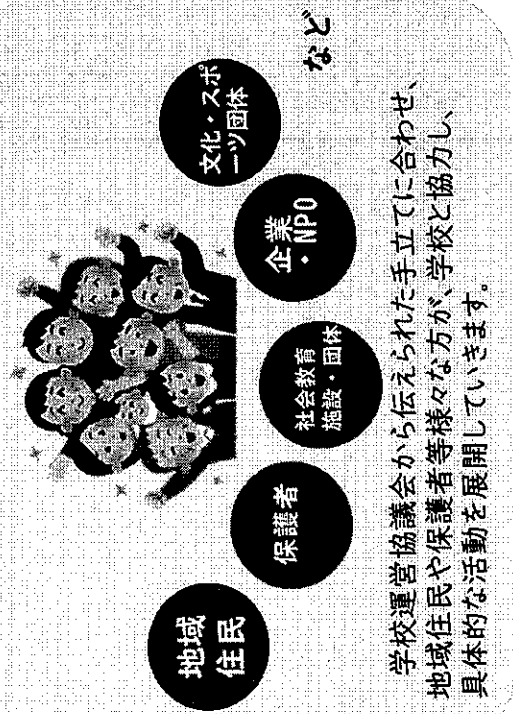
子どもにつけたい力を育成するための目標やビジョンを共有し、その達成に向けた手立を共に考えます。(作戦本部や応援団としての役割)



- 委員（地域や保護者等の代表）の主な役割
- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ・学校運営や職員の任用に関して、意見を述べる事ができる。
 - ・協議会で考えられた手立を地域へとつなぐ。
 - ・学校関係者評価を行う。

地域学校協働活動推進員
学校運営協議会委員や推進員等が連絡・調整を行います。

地域学校協働本部



学校運営協議会から伝えられた手立にて合わせ、地域住民や保護者等様々な方が、学校と協力し、具体的な活動を展開していきます。

子どもの学びと育ちを支えるための活動を行います。

令和5年度 東・北播磨地区、県・近畿・全国 社会教育委員協議会関係予定

事項	日時	場所	内容
東播磨・北播磨地区 第1回幹事会・ 事務担当者会	5月11日(火) 14:00～16:00	兵庫県加古川 総合庁舎	令和4年度事業・決算報告、 令和5年度役員・事業計画案・予 算案、顕彰について
兵庫県社会教育 委員協議会 総会・研修会	5月22日(月) 13:30～16:00	兵庫県民会館	表彰、 令和4年度事業・会計決算報告、 令和5年度役員選出・活動目標 案・事業計画案・予算案承認 講演「予測困難な時代における社 会教育の在り方」 講師 高野山大学 特任教授 今西 幸蔵 氏
東播磨・北播磨地区 総会・第1回研修 会	6月29日(木) 13:30～16:00	加古川市 東加古川公民 館	令和4年度事業・決算報告、 令和5年度役員・事業計画案・予 算案について 講演「これからの社会教育につい て」 講師 高野山大学 特任教授 今西 幸蔵 氏
東播磨・北播磨地区 第2回研修会 (社会教育団体合同)	7月8日(土) 13:30～16:00	多可町 文化会館 ベルディーホ ール	東・北播磨地区社会教育振興大会 講演「中学校部活動の地域移行を 契機に『まちづくり』を」～ 文化・スポーツ活動を「地域 展開」する視点から～ 講師 兵庫教育大学大学院 生 活・健康・情報系教育コース 教授 森田 啓之 氏
東播磨・北播磨地区 第2回幹事会 (東・北公連と合同)	7月25日(火) 13:30～16:00	西脇市 総合市民セン ター	第3回研修会について 近畿大会・全国大会について
近畿地区社会 教育研究大会 (滋賀大会)	9月8日(金)	滋賀県 立命館大学 びわこ・くさ つキャンパス	研究主題『人と人、人と地域を結 ぶ、社会教育!』～変化 する社会に期待される社 会教育をめざして～ 記念講演『社会教育には今、何が 期待されているのか』 講師 文教大学人間科学部人間 学科 教授 金藤 ふゆ子 氏
東播磨・北播磨地区 第3回研修会 (東・北公連と合同)	10月19日(木) 13:30～16:00	西脇市 市民交流施設 オリナスホー ル	(東播磨・北播磨公民館連絡協議会との合同研修会) 講演『未定』 講師 未定

第65回 全国社会教育 研究大会 (宮崎大会)	11月8日(水) ~10日(金)	宮崎県 宮崎市民文化 ホール	研究主題「」 記念講演、分科会
兵庫県社会教育 研究大会	11月29日(水) 13:00~16:00	県庁付近	記念講演、分科会
東播磨・北播磨地区 第3回幹事会・ 事務担当者会	3月1日(金) 13:30~14:45	兵庫県加古川 総合庁舎	令和5年度事業・決算見込報告 令和6年度事業計画案・予算案
東播磨・北播磨地区 監査会	3月22日(金) 10:00~11:30	兵庫県加古川 総合庁舎	令和5年度会計監査